

木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年7月1日

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等による定住促進に寄与する街なか居住マンション建設補助事業（優良建築物等整備事業・共同化タイプ・住宅型に限る。）を施行する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木更津市街なか居住マンション建設補助事業は、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発63号。以下「制度要綱」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。）附属第Ⅱ編 優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号。以下「国要領」という）に定める要件を満たす事業をいう。
- (2) 施工者 街なか居住マンション建設補助事業を施行する者であつて、施工区域内の住宅又は建築物について権利を有する複数の者により組織された団体をいう。

(補助の対象区域)

第3条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により決定された商業地域に全部又は一部が含まれる敷地であること。

(補助対象事業)

第4条 この要綱により補助の対象となる事業は、街なか居住マンション建設補助事業のうち、制度要綱第2第3号イに掲げる優良再開発型優良建築物等整備事業（共同化タイプ）で、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 建築物の形態、色彩等が周辺の景観と調和するものであること。
- (2) 敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね1,000平方メートル以上であること。
- (3) 地階を除く階数が3階以上であること。
- (4) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (5) 建築面積の敷地面積に対する割合は40パーセント以上の空地を確保すること。
- (6) 敷地が幅員6メートル以上の道路に4メートル以上接すること。
- (7) 延べ面積の1/2以上を住宅の用に供すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に掲げる経費の範囲及び額の算定方法は、交付金要綱附属第Ⅲ編イ-16-(2)及びロ-16-(2)に定めるところによるものとする。

(全体計画書の提出)

第6条 街なか居住マンション建設補助事業を実施しようとする施工者は、街なか居住マンション建設補助事業全体計画書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出された街なか居住マンション建設補助事業全体計画書の内容を審査し、街なか居住マンション建設補助事業として適否を決定し、別記第2号様式により施工者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする施工者(以下「申請者」という。)

は、街なか居住マンション建設補助事業補助金交付申請(別記第3号様式)を作成し、必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を街なか居住マンション建設補助事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

- 3 次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
(申請の取下げ)

第9条 前条の補助金の交付の決定を受けた申請者は、その補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日以内に補助金交付申請書の取下げをすることができる。

- 2 前項の補助金交付申請書の取下げがあつた場合は、交付の決定を取り消すものとする。
(補助事業の内容変更等)

第10条 第8条第1項の規程により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市補助金規則第5条（補助金等の交付の条件）の規定により承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業を一時停止し、中止し、又は廃止するとき 街なか居住マンション建設補助事業
(一時停止・中止・廃止)承認申請書（別記第5号様式）
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき 街なか居住マンション建設補助事業内容変更承認申請書（別記第6号様式）
- (3) 事業の予定期間を延長するとき 街なか居住マンション建設補助事業完了期日変更承認申請書（別記第7号様式）
- (4) 交付を受けようとする補助金の額を変更しようとするとき 街なか居住マンション建設補助事業補助金交付変更承認申請書（別記第8号様式）
(補助事業の遂行状況の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、毎会計年度各四半期（第四半期を除く。）ごとに街なか居住マンション建設補助事業遂行状況報告書（別記第9号様式）を当該期間経過後5日以内に市長へ提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業完了後10日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、街なか居住マンション建設補助事業実績報告書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（帳簿、関係書類等の整備補完）

第13条 補助事業者は、補助金の経理を明らかにするとともに、事業に係る収入・支出に関する帳簿、その他の事業実績の経過を明らかにするための関係書類を作成し、当該事業完了日の属する会計年度の翌年度から5年間、整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、前項の帳簿及び関係書類を提示しなければならない。

（近隣問題等の防止）

第14条 補助事業者は施行地区における景観等に配慮するとともに、事業の各段階において、日照、電波障害のいわゆる近隣問題を防止し又は解決するために、十分な説明や協議又は具体的な対策を行う等、必要な措置を講じなければならない。

（維持管理義務）

第15条 補助事業者又は街なか居住マンション建設補助事業に係る建築物の所有者、占有者若しくは管理者は、事業の完了後においても当該建築物等が優良建築物等として要件を損なわないよう、適正な維持管理に努めなければならない。

（補足）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第5条）

対象経費	補助金の額
<p>1 次に掲げる調査設計計画に要する経費の合計額</p> <p>(1) 事業計画作成費</p> <p>(2) 地盤調査費</p> <p>(3) 建築設計費</p> <p>2 次に掲げる土地整備に要する経費の合計額</p> <p>(1) 建築物除去等費</p> <p>(2) 補償費等</p> <p>3 次に掲げる共同施設整備に要する経費の合計額</p> <p>(1) 空地等整備費</p> <p>(2) 供給処理施設整備費</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の施設の整備費</p>	<p>予算の範囲内において、対象経費合計額の3分の2以内の額</p>